

Q7

信用状に基づく輸入取引を初めて行い、船積書類が到着しました。取引銀行から書類にディスクレがあるので、ディスクレについての諾否を書面にて回答してほしいと言われました。ディスクレとは何ですか。

A7

「ディスクレ」とは、「ディスクレパンシー (discrepancy、瑕疵、不一致)」の略語です。船積書類や手形に、信用状条件違反や書類相互間の不一致があることを「ディスクレ」といいます。このディスクレがあると、信用状発行銀行は、信用状統一規則に基づき、発行依頼人に照会することなく書類送付銀行に対して書類の引取を拒絶することができます。しかし、通常、発行銀行はディスクレを発見した場合、依頼人にディスクレを応諾するかどうかを照会し回答を得たうえで、書類送付銀行への対応を行います。

ディスクレの具体例として以下のようなものがあげられます。

- 船積遅延 (Late Shipment)
- 呈示期間経過後の書類の呈示 (Late Presentation)
- L/Cの有効期限経過 (L/C expired)
- 数量不足 (Short Shipment)
- L/C金額超過 (Overdrawing)

ディスクレがあり、発行銀行が書類送付銀行に対して支払拒絶の通告をできるにもかかわらず、依頼人にディスクレの諾否を照会するのは、依頼人がディスクレを軽微なものとして許容し、早期に書類を引取るほうが、依頼人のメリットが大きい場合があるからです。

依頼人がディスクレの諾否を回答するときのポイントは、そのディスクレを依頼人が許容できるか否かという点です。支払拒絶の場合、拒絶の理由が、信用状統一規則や国際商慣習に照らし合わせて客観的に正当な理由であることが必要です。例えば、単なるスペルミスなどをディスクレとするとマーケットクレーム（輸入地の市況変化等により契約価格で商品を受け取りたくない場合に、些細な欠点を見つけて行うクレーム）とみなされ、認められない場合があるので注意が必要です。

依頼人の回答により、発行銀行は以下のように対応をします。

1. ディスクレを応諾する場合
一覽払決済かユーザンス供与を行います。
2. ディスクレを理由に支払または引受を拒絶する場合
書類送付銀行宛、書類到着日の翌日から起算して5銀行営業日以内に電信により、その旨を通告します。
拒絶通告する際には、「拒絶の意思表示」「すべてのディスクレ」「書類は保管中か返却中か」の3点を明示します。